

第 5 回 龍郷町農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和 8 年 5 月 26 日 火曜 9:30～10:05
2. 開催場所 第 2 会議室
3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	飯田 圭太郎	5	福山 道雄
2	柳 東洋男	6	西田 栄三郎
3	重山 末吉	7	惠島 廣光
4	大江 強	8	岡山 チカ子

農地利用最適化推進委員

地区	氏名
龍北	平島 智代美
龍南	濱田 好矢
赤徳	節和 祐介

4. 欠席委員 なし
5. 農業委員会事務局職員 事務局長 迫地 政明 次長 満尾 憲一郎
主査 小林 淳一 任用職員 鹿山 千鶴

6. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議案第 12～13 号
- 第 4 協議事項
- 第 5 その他

○議事

議 長 (重山会長)
おはようございます。本日の出席委員は 8 名中 8 名で定数に達しておりますので会は成立です。ただいまから、令和 8 年第 5 回龍郷町農業委員会定例会を開催します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元にお配りした通りです。

《 日程第 1 》

議 長 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。本定例会の議事録署名委員は会議規則第 42 条の規定によって、2 番 柳東洋男委員、及び 4 番 大江強委員を指名いたします。

《 日程第 2 》

議 長 日程第 2、諸般の報告を行います。諸般の報告については、活動記録簿の提出により報告を省略いたします。なお、本会議において特別に報告が必要な事項があれば、《 日程第 5 》その他で発言をお願いします。

《 日程第 3 》

議 長 日程第 3、議案第 12 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第 12 号 1 番について事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。

事務局	<p>(満尾次長)</p> <p>議案第12号の議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請について、1議案3件です。農地法第3条の規定により下記農地の申請があったので審議を求め。令和8年5月26日提出。</p> <p>1番 農地の所在、大字「大勝」、字「竹作」、地番「1488-2」、地目 登記簿・現況ともに「畑」、農振区分「農用地区域内」面積「2,288㎡」、権利種別「無償移転」、譲渡人「〇〇氏 龍郷町〇〇」、譲受人「△△氏 奄美市△△」</p> <p>説明します。申請人は、新規で農地を取得しようとするもので、営農計画書にはバナナ、タンカンを栽培しすべて自家消費としています。以上で、議案第12号1番の朗読並びに説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の説明に関連して、大勝地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
1番	<p>(大勝地区 飯田委員)</p> <p>議案第12号1番について、令和8年5月21日□□氏立会いのもとに議案表示の土地について、現地調査ならびに関係人からの聴き取りをいたしましたので報告いたします。</p> <p>譲受人△△氏は、親族である譲渡人〇〇氏から経営規模拡大のため、農地法の権限に基づく農地の所有権移転をしようとするものであります。現在申請地には、バナナ、路地マンゴーが植わっており、譲受人はバナナ、タンカン、津之輝を作付予定です。許可申請に必要とする添付資料などについては、議案に示されています。ご審議くださるようお願い申し上げ報告といたします。</p>
議長	<p>次に、事前協議の内容及び結果について担当委員から説明をお願いします。</p>
4番	<p>(事前協議担当 大江委員)</p> <p>議案第12号1番について令和8年5月21日、会長、事務局、協議担当者濱田推進員と大江の6人により協議したことについて、大江が報告いたします。</p> <p>農地の権利を移動する目的について、譲渡人と譲受人は親戚関係であり、贈与による所有権移転に至ったもので、協議では適当であると判断しました。農地の権利を移動する信用面について、協議では適当であると判断しました。農地の権利を移動する面積について、適当であると判断しました。農地の権利を移動した場合に周辺の農地等へ与える影響について、なしと判断しました。農地の権利を移動した場合に営農計画書に基づき遅滞なく耕作されるかについて、譲受人は奄美市在住ではあるが従事できる人数が(譲受人以外に)3名いることから、協議では確実と判断しました。以上を事前協議の結果として報告しますのでご審議ください。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。質疑ございませんか？</p>
6番	<p>(西田 委員)</p> <p>これは質疑ではないのですが、議案書1-2の(2)の大農機具または家畜とあるのですが、草刈り機は分かるのですが、鍬はここに記載すべきなのでしょう？度々このような記載となっており、違和感がある。</p>
局長	<p>(迫地 事務局長)</p> <p>大農機具が無ければ耕作が無理と思われる農地に関する必要情報として設けている欄だが、記載内容については今後検討してもらいます。</p>

議長

他に質疑ございませんか？ 質疑なしと認めます。
それでは採決します。議案第 12 号 1 番について原案の通り承認することに賛成の方は挙手をお願いします。挙手全員です。従って議案第 12 号 1 番は原案の通り承認することに決定いたしました。
次に議案第 12 号 2 番について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。

事務局

(満尾次長)
農地の所在、大字「龍郷」、字「前里」、地番「1597-2」、地目 登記簿・現況ともに「畑」、農振区分「農用地区域外」面積「961 m²」、権利種別「有償移転」、譲渡人「〇〇氏 三重県〇〇」、譲受人「△△氏 龍郷町△△」。
説明します。申請人は、農地拡大のために農地を取得しようとするもので、営農計画書にはタンカンを栽培しすべて自家消費としています。
以上で、議案第 12 号 2 番の朗読並びに説明を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、龍郷地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

7 番

(龍郷地区 恵島委員)
議案第 12 号 2 番について、令和 8 年 5 月 21 日、△△氏立ち合いのもとに重山会長、平島推進委員、事務局、私の 6 人で議案表示の土地について現地調査並びに関係人からの聴き取りをいたしましたので報告いたします。
譲受人△△氏は譲渡人〇〇氏から経営規模拡大のため、農地法の権限に基づく農地の所有権移転をしようとするものであります。許可申請に必要とする添付資料などについては、議案に示されています。ご審議くださるようお願い申し上げます。

議長

ありがとうございました。次に事前協議の内容及び結果について担当委員から説明をお願いします。

農地利用最
適化推進委
員

(事前協議担当 濱田推進員)
議案第 12 号 2 番について令和 8 年 5 月 21 日、会長、事務局、協議担当者大江委員と濱田の 6 人により協議したことについて、濱田が報告いたします。
農地の権利を移動する目的、信用面、面積について、協議では適当であると判断しました。周辺の農地等へ与える影響についても、なしと判断しました。
以上を事前協議の結果として報告しますのでご審議ください。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただ今の説明について質疑のある方は挙手をお願いします。他に質疑ございませんか？
質疑なしと認めます。それでは採決します。議案第 12 号 2 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
挙手全員です。したがって議案第 12 号 2 番は原案のとおり承認することに決定いたしました。
続きまして議案第 12 号 3 番について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。

事務局	<p>(満尾次長)</p> <p>農地の所在、大字「屋入」、字「脇田原」、地番「575-2」、地目 登記簿・現況ともに「田」、農振区分「農振地区域外」面積「94 m²」、権利種別「有償移転」、譲渡人「〇〇氏 三重県〇〇」、譲受人「△△氏 龍郷町△△」。</p> <p>説明します。申請人は、農地拡大のために農地を取得しようとするもので、営農計画書にはタンカンを栽培しすべて自家消費としています。</p> <p>以上で、議案第 12 号 3 番の朗読並びに説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、屋入地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
8 番	<p>(屋入地区 岡山委員)</p> <p>議案第 12 号 3 番について、令和 8 年 5 月 21 日、△△氏立ち合いのもとに重山会長、節和推進委員、事務局、私の 6 人で議案表示の土地について現地調査並びに関係人からの聴き取りをいたしましたので報告いたします。</p> <p>譲受人△△氏は譲渡人〇〇氏から、農地法の権限に基づく農地の所有権移転をしようとするものであります。許可申請に必要な添付資料などについては、議案に示されています。ご審議くださるようお願い申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に、事前協議の内容及び結果について担当員から説明をお願いします。</p>
農地利用最適化推進委員	<p>(事前協議担当 濱田推進員)</p> <p>議案第 12 号 2 番について令和 8 年 5 月 21 日、会長、事務局、協議担当者大江委員と濱田の 6 人により協議したことについて、濱田が報告いたします。</p> <p>農地の権利を移動する目的、信用面、面積について、協議では適当であると判断しました。周辺の農地等へ与える影響についても、なしと判断しました。以上を事前協議の結果として報告しますのでご審議ください。</p>
議長	<p>ありがとうございましたこれより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
2 番	<p>(柳 委員)</p> <p>写真では山林化しているようだが、タンカンは植えられるのでしょうか？</p>
8 番	<p>(屋入地区 岡山委員)</p> <p>今は山林化していますが、私の幼少期は田んぼでした。重機を使えば農地にできると考えます。</p>
議長	<p>ほかに質疑はないですか？</p> <p>質疑なしと認めます。それでは採決します。議案第 12 号 3 番について原案の通り承認することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございました。挙手全員です。したがって議案第 12 号 3 番は原案の通り承認することに決定いたしました。</p>

議長

次に議案第13号「農地利用集積等推進計画案に関する意見について」を議題とします。議案第13号1番については大江委員が当事者となっており、議会への参与を制限すべきものと判断されますので大江委員は退室をお願いします。

(4番 大江委員退室)

議案第13号一括契約については本日配布しています一覧表に記載されているとおり、使用貸借1筆1件です。事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。

(小林 主査)

議案第13号の議案書をご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求める。令和8年5月26日提出。

事務局

令和8年7月1日開始予定の促進計画案は、使用貸借権1件、1筆、977㎡です。総括表に、受け手、出し手、その他貸借に係る詳細を記載しています。

当該計画案は、農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化等による農地等の利用の効率化及び高度化を促進するものであると考え、農業委員会の意見を求めるものです。以上で、議案第13号の朗読並びに説明を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑のある方は挙手をお願いします。質疑ありませんか？

質疑なしと認めます。それでは採決します。議案第13号の一括契約について原案の通り承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議長

挙手全員です。したがって、議案第13号一括契約については原案のとおり承認することに決定いたしました。

本件につきましては、審議が終わりましたので大江委員の入室を許可いたします。

(4番 大江委員入室)

《日程第4》

議長

日程第4、協議事項に入ります。協議すべきことは何かありませんか？なければ協議事項を終わります。

《日程第5》

議長

日程第5、その他について、ついて何かございませんか？よろしいですか？ではなければ、以上でその他を終わります。

これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和8年第5回龍郷町農業委員会定例会を閉会します。お疲れさまでした。